

「周波数再編アクションプラン(平成23年9月改定版)(案)」に対して提出された意見及び総務省の考え方
【意見募集期間:平成23年7月30日(土)~8月29日(月)】

	提出された意見	総務省の考え方
No.1	<p>一般個人としての意見</p> <p>アクションプランに賛同いたします。</p> <p>また、次の件も協議・検討いただけませんか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者が無許可・無申請・無免許で使用できる無線局の拡大のための、技術的(混信、干渉、品質、セキュリティ)要件の充実と法整備。 2. 利用者が許認可の申請で使用できる無線局の拡大。容易な申請と廉価な申請費、再免許費、電波利用料の検討。免許状交付と無線従事者の選任で上記1.の遥かに超えた高性能・高品質・高セキュリティの無線局利用が可能となるような法整備。 3. 上記2.においては特殊無線技士の重要性を世論に再認識してもらい、待遇改善や雇用の拡大につなげる。 4. 公衆通信網との接続時には電気通信主任技術者(工事担任者)の活用が必要ではないでしょうか。 5. 日本独自の技術ではなく、世界規格の導入が容易になるよう、また輸出もできるような技術要件、法整備をお願いします。 	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。また、頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
No.2	<p>1. 700MHz帯(710~806MHz)における再編について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該周波数帯については、700/900MHz帯の周波数割当の基本方針を踏まえ、800MHz帯FPU及び特定ラジオマイクの周波数移行に関する技術的検討を進めるなど周波数移行に向けた検討・作業を実施することが記載されています。 ・ FPU及び特定ラジオマイクは放送番組の制作や中継において必要不可欠な無線システムであるため、その周波数移行については「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」で整理された検討方法や移行手順等に沿って、業務が支障なく継続できることを見極めながら具体化していく必要があります。また、周波数移行に伴い、放送番組の制作や中継において過度の制約や負担が生じてはならないと考えます。 <p>2. UHF帯(地上テレビ放送用周波数帯)のホワイトスペースについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該周波数帯については、エリアワンセグ放送システムの実現に向け、平成23年度中に環境整備を行うことが記載されたほか、今後取り組むべき課題として、高度化したエリアワンセグシステム及びセンサーネットワークシステム等の実用化が可能となるよう、必要な無線設備の技術的条件や既存無線局との周波数共用条件等を検討することも記載されています。また、特定ラジオマイクの移行先の周波数帯候補の1つにもなっています。 ・ 地上テレビ放送用周波数帯のホワイトスペースの利用に当たっては、言うまでもなく、地上テレビ放送の視聴者をしっかりと保護することが必要です。上記のように複数の無線システムの実用化・導入が期待されているのであれば、それも念頭に置いたうえで、地上テレビ放送ネットワークの安定的運用が維持され、エリアフリンジでのテレビ放送受信においても干渉妨害等が発生しないような周波数共用条件を検討し、技術基準を策定することが必要です。 	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。なお、周波数再編に向けた検討・作業に関する御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペースは、エリアワンセグやセンサーネットワークなど様々なシステムの利用が期待されています。これらのシステムの実用化に当たっては、既存システム等との混信防止を十分考慮して、その技術的条件の検討を進めているところです。</p>
No.3	<p>当県では、東南海・南海地震等の広域巨大災害が発生した場合に、東日本大震災のように通常の通信環境が被災し途絶する過酷な状況を想定して、命綱とも言うべき災害発生時の最後の通信手段として150MHz帯の全県移動系防災行政無線を整備しているところです。紀伊山地の険しい山々と複雑に入り組んだ海岸線が織りなす当県の地理的特性においては、全県移動系防災行政無線の周波数として150MHz帯の特性が最も適しております。</p> <p>また、県内の市町村においては、150MHz帯及び400MHz帯の市町村防災行政無線(移動系)等を活用して災害時に孤立する可能性のある集落との通信を確保しており、災害発生時の情報孤立の防止に県を挙げて取り組んでいるところです。</p> <p>当県や県内市町村では、機器が小型で機動性に優れ、操作が簡便で、音声による情報共有が瞬時に可能というアナログ移動系防災行政無線の優れた特性を活用して整備を行っております。限界集落の高齢者が自ら災害情報連絡員として防災行政無線機のマイクを握って災害対策本部へ状況を報告できるのも、複雑な操作を一切必要としないアナログ防災行政無線機だからこそ実現できたと言っても過言ではありません。</p> <p>しかしながら、現在の移動系防災行政無線を260MHz帯でデジタル化し、置き換えるためには、当県のような複雑で険しい地形条件であるほど電波の到達範囲が狭くなり多数の無線中継所を新設する必要があるため、各市町村で数億円、県では数十億円という莫大な費用が必要となります。当県及び県内市町村の財政状況を鑑みるに極めて困難と考えます。</p> <p>デジタル防災行政無線の現状を見る限り、当県においては現行のアナログ方式から転換する費用対効果が認めがたく、地域の事情に応じて従来どおりアナログ防災行政無線を継続して使用できるよう要望します。</p>	<p>移動系の防災行政無線について、多チャンネル化やデータ・画像伝送等、災害時の迅速な情報伝達や情報収集に大きなメリットを有する260MHz帯デジタル方式を平成13年度(都道府県にあっては平成16年度)から導入しており、できる限り早期に260MHz帯へ移行することとなっております。</p> <p>なお、総務省では、厳しい財政状況に鑑みて、各自治体がより少ない費用でデジタル方式の防災行政無線を導入することができるよう検討を進めていくこととしています。</p>

【個人】

【社団法人日本民間放送連盟】

【和歌山県】

No.4	<p>弊社はMCA無線ディーラーであり、免許人の代理人も勤めております。従って免許人の利便性を代弁する立場から、携帯無線通信システムの需要対応、国際化のためにMCA無線システムの利用周波数を再編する件に関して下記のとおりコメントします。</p> <p>① 電波利用環境が切迫している状況も理解しており、移行に要する費用も跡地利用者が負担するという方針には原則的には賛成です。ただし、MCA移動局免許人に不利益が生じないようご配慮をお願いします。</p> <p>② 現在、MCA無線を利用している移動局免許人はMCA無線にメリットを感じ、業務に使用している免許人です。これらの免許人は一斉同報によるグループ内での情報共有や、ポーリングによる移動局情報の円滑な収集機能、中ゾーン通信エリアによる自営無線では得られない広い通信エリア、災害時における稼働率の高さなどに利便性を感じています。今回の周波数再編アクションプラン改訂案で、MCAの移行先となる周波数を用意していただき感謝しております。</p> <p>③ 一方で、端末の移行作業に際して、MCA中継局免許人による既存通信エリアの確保やサービス品質の維持が担保される必要があると思います。既存周波数にて確保されている通信エリアは新周波数でも確実に確保されるよう中継局を整備すること、また現在提供されている一斉通信や個別通信などの通信モード利用や複数ユーザーコード利用などの通信サービスの品質維持などをMCA中継局免許人に対して義務づけ、今般の周波数再編がMCA移動局免許人の不利益とならないよう明確にさせていただきたく、お願いします。</p> <p style="text-align: right;">【宝城通信株式会社】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。また、周波数再編に向けた方策に関する御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
No.5	<p>400MHz帯の簡易無線については、平成20年8月に制度整備が行われデジタル方式が導入されました。150MHz帯の簡易無線にデジタル方式を導入することについては、平成22年度に北陸総合通信局が開催した「150MHz帯アナログ簡易無線局用周波数におけるデジタル方式との周波数共用に関する調査検討会」の結果として、既存の150MHz帯アナログ局用の周波数の中で共用するためには、狭帯域化したデジタル局がアナログ局に妨害を与えないように、導入当初は共用できるチャンネル数は限定されるが共存は可能であり、150MHz帯デジタル簡易無線の実用化は十分可能であることが確認できたとしています。150MHz帯簡易無線は、山間部はもとより需要も多く、現在のアナログ方式における輻輳の軽減、また、基本的な方針として掲げられている周波数の有効利用の観点から、150MHz帯についてもデジタル方式を早期に導入することを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国陸上無線協会】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。平成22年度に実施した150MHz帯アナログ簡易無線局用周波数におけるデジタル方式との周波数共用に関する調査を踏まえて、デジタル方式の導入に向けた検討を進めているところです。</p>
No.6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当周波数の移行により発生する現行機器の買い替えなどの経費については、移行後に当該周波数を使用する者が完全にこれを負担する旨の法的措置を講ずること。 ・ また使用者にとつての製品選択肢を確保するため、複数のメーカーが製品開発に参画しやすい環境を作ることが望ましい。開発費用に対する補助費などの経費を移行後に当該周波数を使用する者が負担すべき。 ・ 技術試験にあたってはシステム間の電波干渉のみならず、現周波数で使用している放送機器と同等の実用性の確保の可否や、同程度のチャンネルプラン確保の可否についても十分な検討をするべき。また現状の番組制作で使用している他の無線機器（インカムや送り返しシステム）などへの干渉等も試験において考慮すること。 ・ 技術試験での情報開示を積極的に行うこと。 ・ 技術試験において十分な性能や実用性が確保できない場合は、無理な移行策を取ることを止め、従来の周波数を引き続き使用することとする。 <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>周波数再編に係る費用の負担については、再編後の周波数を利用する者が負担することを可能とする内容を盛り込んだ電波法の一部を改正する法律（平成23年法律第60号）が第177回国会において成立、施行されたところであり、今後、同改正法に基づき、周波数再編を実施していくこととしております。なお、周波数再編に向けた検討・作業に関する意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
No.7	<p>800MHz帯FPU及び特定ラジオマイクの1.2GHz帯への移行に関する技術的検討や、ルーラル加入者無線が使用している周波数帯への新たな電波利用システムの導入可能性の検討を進めるにあたっては、当該周波数帯で既に使用している、または使用が計画されている無線測位衛星業務、地球探査衛星業務及び宇宙運用業務への利用に影響を生じることがないよう、十分配慮されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【独立行政法人宇宙航空研究開発機構】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。周波数再編及び新たな電波利用システムの導入に向けた検討・作業に関する御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
No.8	<p>周波数割当については、基本的に、国際的な周波数ハーモナイズを重視して進めるべきという考え方を大前提とした上で、今回のワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編案（470～960MHz帯）の基本方針について賛同いたします。</p> <p>710～770MHz帯に割当てられる方針のITS車車間・路車間通信システムは、交通事故の低減やCO2削減/環境保護に寄与することが期待されております。従って、できるだけ早期に使用周波数が確定され、多くの企業や関係団体が普及促進に貢献出来るようになることを期待致します。</p> <p>また、日本で実用化される700MHz帯ITSシステムが多くの日地域で活用されるよう、周波数の国際協調およびITS普及促進活動がより強力に推進される事を期待致します。</p> <p style="text-align: right;">【三洋電機株式会社】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。</p>

No.9	<p>この度の東日本大震災に置きまして尊い人生及び財産を救う事ができ、改めて無線機の威力を痛感させられました。</p> <p>従って周波数再編に是非、移行先のインフラ整備に付きスムーズ移行作業を完了させ既存システムの利用者の移行先となる新中継局の確保をお願いしたい。</p> <p>利用者の不安および混乱を起こさないために、移行に伴う費用、計画を早期に無線センターに国から指示をお願い致します。何卒、ご理解の上ご協力を承りたく宜しくお願い申し上げます。</p> <p>移行先のインフラ整備についてスムーズ移行作業を完了させるため、既存システム利用者の移行先となるインフラ(中継局)の早期かつ十分な設備確保すべき早期スケジュールを明示いただきたい。</p> <p>特に、既存システム利用者が移行先がない、移行先の利便性が現状より悪化することの無いよう、国からMRC、JAMTAに対し、強く指導すべき。</p> <p>移行作業に当たり、利用者に不安や混乱を生じさせないために、移行の具体的な方法費用スケジュール等を出来る限り早い時期に国から販売店に対して周知説明会を実施するなどするべき。</p> <p>何卒、ご理解の上ご協力を承りたく宜しくお願い申し上げます</p> <p style="text-align: right;">【協働通信工業株式会社】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、周波数再編に向けた方策に関する御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
No.10	<p>I. ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編(470～960MHz帯)</p> <p>基本的な方針に示された、「今後の移動通信システムの利用拡大等に対応するため、中長期的に携帯無線通信システム用周波数を確保できるよう、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う空き周波数の有効利用の推進を含めた周波数移行・再編を推進する。」との方針を支持します。</p> <p>900MHz帯に関しては、周波数移行を促進させる観点から、具体的な取組として、周波数移行対象システムである800MHz帯MCA陸上移動通信システムや950MHz帯電子タグシステムの、現行周波数帯における最終使用期限が設定されたことについて支持します。また、700MHz帯に関しても、周波数再編を迅速に実施するため、800MHz帯FPU及び特定ラジオマイクの周波数移行に向けた検討が速やかに実施され、早期に900MHz帯と同様な具体的な取り組みが設定されることを希望します。</p> <p>IV. 960MHz～2.7GHz帯</p> <p>基本的な方針に示された、「1.7GHz帯携帯無線通信の周波数及び使用地域の拡大について検討」との方針を支持します。当社では、1.7GHz帯東名阪バンドのエリア展開を進めておりますが、東名阪以外の地域においても、県庁所在地級都市の繁華街やその周辺地域等でトラヒックの増加傾向が続いている状況です。このような都市部トラヒックに対応する観点から、1.7GHz帯東名阪バンドについて、東名阪以外の都市部等、使用可能地域の拡大に関する検討が進められることを希望します。</p> <p>また、1.5GHz帯デジタルMCA陸上移動通信システムに関し、「使用期限について地域ごとに前倒しを検討する」との具体的な取組を支持します。当社では、特定基地局開設計画の認定を受け、1.5GHz帯においてLTE方式の特定基地局開設に向けた準備を進めております。当社が割当を受けた1.5GHz帯のうち、一部の帯域は、北海道、関東、東海、近畿、中国、九州の各地域において、平成26年4月以降に使用可能とされておりますが、昨今の携帯無線通信のトラヒック増加傾向を踏まえ、早期にLTE周波数の拡大を図るため、MCA陸上移動通信の縮退の進んだ地域において、使用期限の前倒しの検討が進められることを希望します。</p> <p>なお、2GHz帯(1980-2010MHzおよび2170-2200MHz)に関しては、今後取り組むべき課題として、「今後、研究開発動向及び諸外国の利用動向を踏まえ、当該周波数帯の利用の在り方についても検討を実施する。」とされておりますが、昨今における地上携帯無線通信のトラヒック増加傾向を踏まえ、同帯域についても地上携帯無線通信システムによる利用を希望します。本周波数帯は、現在、地上携帯無線通信システムが利用している1920-1980MHzおよび2110-2170MHzと隣接しているため、低コストでのシステム導入が期待されます。</p> <p>V. 2.7～4.4GHz帯</p> <p>基本的な方針に示された、「平成27年頃の第4世代移動通信システム等の移動通信システムの導入に向けて、周波数移行や周波数割当て等の検討を推進する。」との方針を支持します。</p> <p>本周波数帯のうち、特に3.4～4.2GHz帯は、広帯域な周波数割当てが可能であり、IMT-Advanced無線インタフェース技術として採用が決まっているLTE-Advancedが利用する周波数に適していると考えられます。ITU-Rにおいては、2012年1月の無線通信総会(RA)でIMT-Advancedの無線インタフェース仕様勧告が承認される見込みです。昨今の携帯無線通信のトラヒック増加傾向を踏まえ、この周波数帯においても、携帯無線通信用の周波数として使用するための技術基準が早期に策定されることを希望します。</p> <p>また、LTE-Advancedの商用展開時期までに、既存システムの円滑な周波数移行、衛星通信との具体的な共用方策についての検討、及び隣接システムとの間の干渉検討が推進され、周波数割当てが早期に実施されることを希望します。</p> <p>なお、3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL、3.4GHz帯音声FPU及び監視・制御回線については、具体的な取組に記載されている通り、移行期限の前倒しについての検討が進められ、早期に前倒しの結論が得られることを希望します。</p> <p>VI. 4.4～5.85GHz帯</p> <p>基本的な方針に示された、「第4世代移動通信システム等の移動通信システムへの需要に対応した必要周波数を確保するため、既存システムの周波数有効利用方策を早急に推進する。」との方針を支持します。</p> <p>本周波数帯についても、LTE-Advanced等の携帯無線通信用の周波数として利用可能となるよう、各種検討が早急に進められるとともに、上述の3.4～4.2GHz帯と併せた全体的な検討が行われた上で、技術基準が早期に策定されることを希望します。さらに、LTE-Advancedの商用展開時期までに、既存システムの円滑な周波数移行、及び隣接システムとの間の干渉検討が推進され、周波数割当てが早期に実施されることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。</p> <p>また、周波数再編に向けた検討・作業に関する御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No.11	<p>周波数再編アクションプラン(平成23年9月改訂版)案について賛成いたします。</p> <p>特に移動通信システムについては、スマートフォンの普及や多様化するニーズ、ブロードバンド化に伴い更なる周波数の確保が必要となっております。事業者としては、より周波数利用効率の高い方式を導入する等、努力をしているところですが、本アクションプラン案に示されているように、ワイヤレスブロードバンド環境の実現に向けた周波数の確保が課題と認識しております。本アクションプラン案に示されている基本的な方針や取組、今後取組むべき課題について、次の事項について確実に実現されることを希望します。</p> <p>I. ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編(470～960MHz帯) 周波数再編のために既存システムの移行時期等が具体的取組として明示されているものについては、期限内に完遂できるよう移行促進やフォローアップの施策についても合わせて推進していただくことを希望します。</p> <p>IV. 960MHz～2.7GHz帯 第3世代移動通信システムの周波数需要に対応するための周波数拡大に係る再編の方針については、早期の実現へ向けて一層推進していただくことを希望します。</p> <p>V. 2.7～4.4GHz帯 及び VI. 4.4～5.85GHz帯 第4世代移動通信システムの早期導入を目指した周波数移行や周波数割当の検討を加速していただくことを希望します。</p> <p>未利用周波数帯(5.85GHz超)に係る基本的な方針について、未利用周波数帯の利用を促進するための基盤技術や新たな電波利用システムの開発等にあつては、普及促進の戦略についても十分考慮しながら推進すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。また、周波数再編及び技術開発等に関する御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
No.12	<p>第2章 各周波数区分の再編方針 II. 335.4MHz以下 ②簡易無線(150MHz帯)での、デジタル方式の導入の検討について 北陸総合通信局が開催した「150MHz帯アナログ簡易無線局用周波数におけるデジタル方式との周波数共用に関する調査検討会」の結果に基づくデジタル方式の導入を要望いたします。この周波数帯は山岳地帯等に適した伝播特性を有し使用者に大きなメリットが生まれると考えます。</p> <p>⑥中波帯のアマチュア無線 平成22年度に実施した周波数共用技術に関する検討の結果及び2012年のITU世界無線通信会議(WRC-12)の提案を踏まえ、中波帯の伝播等アマチュア無線の通信技術的研究のために制度整備の実施を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケンウッド】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。平成22年度に実施した150MHz帯アナログ簡易無線局用周波数におけるデジタル方式との周波数共用に関する調査を踏まえて、デジタル方式の導入に向けた検討を進めているところです。</p> <p>本改定案では、「平成22年度に実施した周波数共用技術に関する検討の結果及び2012年のITU世界無線通信会議(WRC-12)の結果を踏まえ、必要に応じて平成24年度中に制度整備を実施する。」としており、本改定案を支持する御意見として承ります。</p>
No.13	<p>第二章ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編(470～960MHz帯) ⑦MCA陸上移動通信システム移行における環境整備をすすめていく上での配慮をお願いします。</p> <p>①既存システム利用者の不安の解消について 『現使用状況に即した「移行先のシステムがない」、「移行した場合における利便性が現状より劣ってしまい、業務に支障がおきるのではないか」との観点から積極的な計画がたてられない。』この対処として移行先の事業者である移動無線センターから『中継局の十分な設備と設置スケジュールを早期に明示』して頂けるよう国からの積極的なご指導をお願いしたい。</p> <p>②既存システム利用者の費用軽減策について 『最終的には、既存システム利用者に移行費用が発生するため、その予算を確保するための措置による計画遅延がおきる可能性がある。』この対処として、このたびの新法律による『移行費用については、移行後の事業者が負担する』旨を適用。この点につきましても国のご指導をお願いしたい。</p> <p>③費用負担算出方法は、関係機関との意向をとりまとめた調整を、中立的な第三者機関に委ねる。 以上末尾と致しまして、この再編によって、MCA通信システム分野の更なる向上につながることを願っています。</p> <p style="text-align: right;">【利根電波システム株式会社】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。また、周波数再編に向けた方策に関する御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No.14	<p>【原案】 ○既存システムの周波数移行費用を移行後の利用者である携帯電話事業者が負担することにより迅速かつ円滑な周波数再編を促進する。 ○平成24年7月25日から900MHz帯に携帯無線通信システムを段階的に導入できるよう平成23年度中に制度整備を行う。</p> <p>【意見】 他の周波数帯に比べより移動通信システムに適した700/900MHz帯の周波数再編にあたっては、モバイル市場の活性化の観点から、特に新規参入の促進が必要と考えます。 現状、モバイル市場においては上位3社による寡占状態が続いていることから、これら以外の事業者の参入が可能となるような、透明性及び公平性を担保した割当プロセスが求められます。 また、既存システムの周波数移行費用について移行後の利用者である携帯電話事業者が負担することについては、既存の周波数割当事業者との間のイコールフットイングを担保し、モバイル事業に新規参入するインセンティブが働くような制度設計が必要と考えます。</p> <p>【原案】 ○BWAの更なる高度化及び周波数の拡大(2625～2655MHz)のための技術基準を平成24年度中に策定する。</p> <p>【意見】 2.5GHz帯の周波数の割当てにあたり、MVNOへの開放促進を認定基準として設けた事例は、有限希少な周波数の有効利用の点で、非常に効果的であったと考えます。 よって、当該周波数の拡大にあっても、MVNOへの開放促進が履行されているかの継続的な監視が必要と考えます。</p> <p>【原案】 ○3.4～3.6GHz帯については、平成27年頃から第4世代移動通信システム等の移動通信システムの実用化が可能となるよう、国際標準化の動向に配慮しつつ、他システムとの共用検討の結果を踏まえ、技術的基準の検討を進める。 ○3.6～4.2GHz帯の周波数帯における第4世代移動通信システム等の移動通信システムへの割当てについて、固定衛星業務との共用に配慮しつつ、検討を進める。 ○4.4～4.9GHz帯を候補として、第4世代移動通信システムなどの移動通信システムへの周波数割当てについて、国際協調を図りつつ検討を進める。</p> <p>【意見】 700/900MHz帯同様に、第4世代移動通信システムへの周波数割当てにあたっては、周波数の有限性によるボトルネック性を十分考慮する必要があると考えます。 周波数割当事業者に対し、MVNOへの開放や、端末SIMロックの解除を義務付けることで、モバイル市場への参入事業者を増やし、サービス競争の進展に繋がるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。 また、頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
No.15	<p>平成22年11月にとりまとめられた「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」において、2015年/2020年に向けた周波数確保の基本方針の中で、2.5GHz帯については、「BWA(広帯域移動アクセスシステム)の100Mbps程度の高速サービスの提供を可能にするため、更なるシステムの高度化及び周波数の追加割当(2625-2660MHz)のための技術基準を速やかに策定し、2012年度中の実用化に向けて取り組むべきある。」との方向が示されています。</p> <p>一方、今回意見募集された「周波数再編アクションプラン(案)」において、960MHz～2.7GHz帯の具体的な取組の中で、広帯域移動無線アクセスシステムについては、「BWAの更なる高度化及び周波数の拡大(2625～2655MHz)のための技術基準を平成24年中に策定する。」とされています。</p> <p>今回の「周波数再編アクションプラン(案)」記載のように技術基準が平成24年中に策定されたとしても、その後の周波数割当て及び設備構築等を動案すると平成24年度中の実用化(サービス開始)は相当困難であることから、原案では従来のスケジュールより後退した表現になっているように思われます。 昨今のスマートホンの急速な普及等に伴うデータトラフィックの爆発的な伸びや、多様な高速モバイルサービスの普及拡大に対応するためには早期のBWA高度化サービスの提供が必須な状況となっていることを踏まえ、アクションプラン(案)の当該部分を「平成24年にBWAの更なる高度化及び周波数の拡大(2625～2655MHz)のための技術基準を策定し、早期実用化に向けて取り組む。」として頂きたく願います。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>「平成24年中に技術基準を策定する」とは、より具体的な取組を記載したものであり、当該方針より後退するものではなく、引き続き早期実用化に向けて取り組んで参ります。</p>

No.16	<p>1. 700MHz帯(710～80MHz)における再編について この周波数帯にある800MHz帯FPUや特定ラジオマイクは、放送局の報道取材及び番組制作において非常に重要な情報の伝達手段として運用しております。 この二つの運用の移行に際しては事前に十分な検証を行い、移行時には日々の業務に支障がでないよう、または現状の利便性のある使用が継続できることを要望する。</p> <p>2. UHF帯(地上テレビジョン放送用周波数帯)ホワイトスペースについて 上記UHF帯ホワイトスペースの利用については、今回の地上アナログ放送からデジタル放送へ移行する際に、最大限SFN技術を利用して周波数の使用を抑えております。しかしながら、中継局の建設以前には予想できなかった電波の異常伝搬等によって、デジタル放送の電波同士での混信が一部で発生しております。その解決方法の一つとしてチャンネル変更の可能性もあるため、地上デジタル放送が第一であることをふまえ、今後の放送運用に影響が出ないように利用されることを強く要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【中京テレビ放送株式会社】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。 また、周波数再編に向けた検討・作業に関する御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペースは、エリアワンセグやセンサーネットワークなど様々なシステムの利用が期待されています。これらのシステムの実用化に当たっては、既存システム等との混信防止を十分考慮して、その技術的条件の検討を進めているところです。</p>
No.17	<p>・ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編(470～960MHz帯)について 基本的な方針を支持いたします。 しかしながら、700MHz帯については、他国は698MHzからとなっており、日本では710MHzからとなっており、整合が取れない状態となっております。 698～710MHzを使用している、地上デジタルテレビジョン放送についてもリパックによる周波数再編を行い、他国とのハーモナイズを図る方針としていただきますようお願いいたします。</p> <p>・1.7GHz帯携帯無線通信システムについて 平成24年中に10MHz幅の確保及び東名阪限定の周波数帯域について使用可能地域の拡大について検討するとの取組を支持します。 世界的にこの帯域は、第2世代携帯電話に利用されている帯域ですが、近年では、第3.9世代携帯電話であるLTE方式のサービスを開始する国・地域が出始めています。特に欧州においては、LTEのコア帯域とする動きがあります(※)。 これら他国とのハーモナイズを図るため、さらには、今後懸念される無線ブロードバンドのトラフィック増大の解消のためにも、10MHz幅の追加だけでなく、1.7GHz帯(1710MHz～1880MHz)すべてを、周波数再編の上、携帯無線通信に割り当てるよう、さらなる検討をお願いいたします。 (※LTE World Summit 2011で語られたLTEコア帯域としての1.8GHz帯(情報通信総合研究所) http://www.icr.co.jp/newsletter/report_tands/2011/s2011TS267_3.html)</p> <p>・1.5GHz帯デジタルMCA陸上移動通信システムについて 使用期限について、利用動向等を踏まえ、地域毎に前倒しを検討するとの取組を支持します。 既に北海道、中国地域では局数が0であり、九州においても局数が少なくなっており、終了の前倒しは十分可能かと思われます。 また、1462.9MHzから1475.9MHz、1510.9MHzから1525MHzについて、今後の割り当てが保留になっている帯域となっておりますので、利活用に向けた検討をお願いいたします。</p> <p>・2.3GHz帯について 2.3GHz帯(2300MHz～2400MHz)については、中国、インドといった国が第3.9世代携帯電話であるLTE-TDD方式のサービスを開始する予定であると伝えられております。 この帯域についても、周波数再編の上、同様の用途で使用できるよう、検討をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。 なお、デジタル中継局のチャンネル再編を行っていますが、全国的に698～710MHzを空けることは困難と考えます。</p> <p>本改定案を支持する御意見として承ります。 また、頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No.18	<p>[要旨]</p> <p>800MHz帯FPUと特定ラジオマイクは、放送事業者の番組制作において必要不可欠な無線システムである。その周波数移行については、現状の運用が可能で制約がないか十分な精査検証を要望する。また、今後の技術開発に伴う機能の追加等も踏まえた検討をお願いする。</p> <p>800MHz帯FPUと特定ラジオマイクの周波数移行先については、放送事業者内の運用調整面から、同一周波数帯が適切と考える。</p> <p>1. 800MHz帯FPUについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 弊社では800MHz帯FPUを、その特性を生かし見通し外伝送や移動中継など報道やスポーツ中継等番組制作全般に幅広く利用している。((例)ロードレース中継、情報番組の市街地練り歩き生情報、郊外の山岳地や川下りなどの移動中継)また、800MHz帯FPUはHDTVの伝送技術も確立されており、放送事業者の伝送手段として必要不可欠な無線システムである。 1.2GHz帯や2.3GHz帯に移行すると、波長が短くなる為、現在の技術で同様の伝送が可能か検証の必要がある。また、先行運用者との干渉も懸念されるので、共用による運用管理の方法も検討する必要がある。 <p>周波数移行に関する技術的検討を進めるについては、現状の運用が可能か十分な検証作業をお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行方式の800MHz帯FPUは伝送容量が16.2Mbpsであり高画質化が急務とされたが、周波数帯幅を広げることなく低遅延・高画質を実現する機器の技術開発が完了している。 周波数移行すると、再度技術開発を行うこととなるので、開発の期間およびその開発に対する費用も精査してもらいたい。 <p>2. 特定ラジオマイクについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定ラジオマイクについては、舞台やコンサートのほか各種イベントなど広範囲で運用されている。放送事業者の800MHz帯FPUと同一周波数ながら、お互いに組織連携(特定ラジオマイク利用者連盟でのトラフィック)をとって相互に干渉妨害を与えない調整を行っている。 移行先とされている1.2GHz帯は先行運用者が多く、トラフィック調整をすることは非常に困難となることが予想される。また、ホワイトスペースの利用となると、運用トラフィックが困難となることと、一般受信者への受信障害を引き起こす可能性が高いなどの課題が数多く残されている。 したがって、放送事業者内で調整が可能であることから、特定ラジオマイクの周波数移行先と800MHz帯FPUの移行先は同一周波数帯が適切と考える。 特定ラジオマイクの2ピースワイヤレスマイクは身体に仕込むため、電波の送信状態が大きく変化する。現在800MHz・10mWで運用しているが、身体に仕込むことで受信電界がかなり弱く、受信設備をダイバーシティにしたり、受信ブースターを入れたりするなど工夫して運用している。 800MHzより高い1.2GHz等の周波数に移行することで、この「仕込みワイヤレス」は身体の影響(ボディエフェクト)をさらに多く受けることが想定される。 身体の影響に関する検証を十分行なって、周波数移行に向けた検討・作業の実施を要望する。 特定ラジオマイクを高い周波数に移行しデジタル化することで、現在よりも同一エリアで使用できる波の数は飛躍的に増える。また、一部製品化されている方法として、ワイヤレスマイク受信機からの制御信号を送信機側に送る(双方向通信すること)で、送信機電源ON/OFFや音声入力アッテネータの操作も可能となる。複数台の運用で混変調が起きそうな送信機は制御信号により、送信出力を下げ混変調が起きにくくすることも可能である。 このように、移行先の周波数でデジタル多チャンネル化と双方向通信が可能な機能を盛り込むことも含めて検討して頂きたい。 <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。また、周波数再編に向けた検討・作業に関する御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
No.19	<p>950MHz帯電子タグシステム(アクティブ系小電力無線システムを含む。)を920MHz帯へ周波数移行することについて、意見を申し上げます。</p> <p>1. 移行計画の公表、周知について</p> <p>950MHz周波数帯の最終使用期限は平成30年3月31日とされています。その期限までに、950MHz帯の全設備について新周波数帯(920MHz帯)へ移行する工事等を行う必要があります。一般にセキュリティへの分野においてはサービスの中断は好ましくなく、移行工事等もご利用者様との事前調整を十分に行った上で計画的に進める必要があります。調整には、ご利用者様の理解が不可欠であり、国の責任のもとに移行計画の公表、周知をお願いいたします。</p> <p>2. 950MHz周波数帯設備の製造、販売期限等について</p> <p>平成24年7月25日より新周波数帯の利用が可能となります。なるべく早い時期に920MHz周波数帯に対応する設備を導入することに努めますが、新設備の開発(評価試験を含む。)には一定の期間が必要であります。また、お客様への設備提供の中断が無いようにするためには一定規模、過渡期に950MHz周波数帯設備の在庫を持つ必要があります。このため、平成24年7月25日以降も、一定期間(1年6ヶ月程度)、950MHz周波数帯設備の製造が可能であるようお願いいたします。</p> <p>また、上記期限までに製造された設備は、平成30年3月31日まで販売、設置、利用が出来ますようお願いいたします。</p> <p>3. 携帯電話事業者の負担に関するガイドラインの策定等について</p> <p>周波数移行費用を移行後の利用者である携帯電話事業者が負担することとなっていますが、現時点では、負担の範囲等の詳細は必ずしも明確とは言えません。最終的には各利用者と携帯電話事業者との交渉により決定されるものと考えますが、円滑かつ迅速な周波数移行を促進する観点から、負担の範囲、移行方法、金額等に関するガイドラインを策定し公表されることが必要と考えます。</p> <p>ガイドラインは、利用者の意見が十分に反映される形で策定されるべきであり、国、携帯電話事業者、利用者で構成される委員会等の開催が望ましいと考えます。また、移行開始後において、利用者に対する相談、支援を行う窓口の設置等の配慮もお願いします。</p> <p>なお、平成24年7月25日以降、在庫の950MHz周波数帯設備を920MHz帯へ改修してからお客様に設置した方が経済的な場合も多く、在庫の改修費用を負担の範囲に含めることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【総合警備保障株式会社】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。また、周波数再編に向けた方策に関する御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No.20	<p>【背景・目的について】 昨今の電波需要の発展、成長並びに将来の電波資源の有効利用を考えますと今回の周波数再編案について賛成いたします。ただし、周波数再編に当たっては現在の周波数の利用者に対し、新たなご不便、負担が無い様に最大限考慮していただく事を、強くお願い申し上げます。</p> <p>【基本的な方針について】 700/900MHz帯周波数再編について、利用者に不満が無い様に既存システムと同等又はそれ以上のサービス内容・利便性を新周波数でも確保するよう、MCAインフラ事業者に義務づけることを要望いたします。また、移行に関わるすべての費用を移行後の利用者(携帯電話事業者)が全額負担し、新周波数に移行するインフラ整備事業者と利用者に対して負担金がすべて発生しない様にすべきと考えます。 特に利用者の移行費用は利用者の利用環境により大きく異なりますが、移行作業を公平且つ円滑に進める為の仕組み作りを、慎重になされることをお願い申し上げます。 又、移行期間中は作業が集中する事が予測されますので、端末移行作業事業者(販売店)の負担も配慮して頂く事を、お願い申し上げます。具体的には、測定器、人員、工事器具、保守端末などの確保に必要な経費負担増に付きましても移行費用として含むことを、望みます。</p> <p>【移行先のインフラ整備について】 円滑に移行作業を進めるには、移行先の受け皿となる新周波数でのMCAシステムの早期且つ十分な設備を確保すべきであると考えております。つきましては、新周波数でのMCAサービスについて具体的な地域ごとの利用スケジュールを、今年度策定される移行計画に盛り込まれますよう、お願い申し上げます。 既存利用者が新しい周波数でのMCAサービスに移行した際に、移行後のサービスに不満を持つような事があってはならないと考えます。「移行が原因」のクレームが発生しないように、インフラ事業者並びに端末メーカーに対して、ご指導して頂く事を強く望みます。</p> <p>【販売店に対して】 今後の加入者や既存利用者に不安や混乱を生じさせないために、今後の策定される計画の中で、具体的な移行スケジュール、実施方法、実施費用の処理方法などを明確にいただき、適宜な時期に、販売店向けに説明会を実地して頂く事を望みます。 又、移行作業を円滑に進める為には、利用者の状況を把握している、既存の販売店が移行作業及び、アフターフォローを従来通り出来るように配慮していただける事を、お願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【田中電気株式会社】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。また、周波数再編に向けた方策に関する御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
No.21	<p>移動通信システムにとって周波数の国際間、地域内、もしくは全世界的な整合性(ハーモナイゼーション)は大変重要であると考えています。周波数の整合性には以下のメリットがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 異なる国および地域間で無線機器の共通化を図り、エンド・ユーザと事業者の機器選択の幅を広げることが可能。 - 無線機器の規模の経済性ははかられ、特に事業者やユーザにとってより低価格で機器の入手が可能。 - モバイル端末のグローバル・サーキュレーションおよびローミングの促進。 <p>上記の観点から、周波数再編アクションプラン(平成 23 年9月改定版)(案)の関連する項目に以下の意見を提出いたします。</p> <p>第2章各周波数区分の再編方針 I. ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編(470～960MHz帯) 具体的な取組 ② 700MHz帯携帯無線通信システム(710～806MHz) 700MHz帯携帯無線システムの技術的検討を進めるにあたっては、APT/AWGで行われている共通698-806MHz帯割当(APT 700MHz)の議論を十分考慮するべきです。APTでの議論の沿って、周波数の整合性をはかった場合の社会的・技術・運用上のメリットは非常に大きいと考えます。 なおGSM (GSM Association)は2010年11月に、698-806MHz帯の携帯電話システムへの周波数割当について、アジア・太平洋地域での社会的・経済的効果を評価した英文報告書を発表しております。報告書では、地域全体で調和の取れた割当が行われた場合、GDP増7290億ドルの効果があるとの結論を出しています。 報告リンクhttp://gsmworld.com/newsroom/press-releases/2010/5703.htm</p> <p>第2章各周波数区分の再編方針 I. ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編(470～960MHz帯) 具体的な取組 ③ 800MHz帯FPU(770～806MHz) 2.3GHz帯は、WRC-07でIMT用に特定された帯域であり、世界的には多くの国がこの帯域にIMTシステムを導入する可能性があります。したがってこの帯域は、FPUの移行先としては慎重に検討する必要があると考えます。 検討にあたっては、例えば2.3GHz帯(2300-2400MHz)でのTD-LTEシステム商用展開の各国最新状況および、今後の動向を考慮することが有用です。エリクソンおよび他ベンダーは、2.3GHz帯のTD-LTE製品(インフラおよび移動端末製品)を提供中であり、今後数年後に大きな市場が形成させることが期待されています。</p> <p>第2章各周波数区分の再編方針 I. ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編(470～960MHz帯) 具体的な取組 ⑤ ITS車車間・路者間通信システム 安全運転支援を目的とするITS通信システムを、710-770MHz帯に導入する例は他国にはないと考えます。ITS通信システム周波数割当の国際的な動向を注視し、また698-806MHz帯全体をワイヤレスブロードバンド用に割当てた場合の社会的・技術・運用上のメリットを勘案して、本システムの710-770MHz帯への導入は慎重に検討する必要があると考えます。</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。また、頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

	<p>第2章各周波数区分の再編方針 1. ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編(470～960MHz帯) 具体的な取組 ⑥ 900MHz帯携帯無線通信システム(900～915MHz及び945～960MHz) 本帯域では、周波数割当は3GPPバンドクラス8/XIIIとの整合性がはかられ、また技術的条件は多くの点で上記バンドクラスとの整合性がはかられており、具体的な取組を支持します。</p> <p>第2章各周波数区分の再編方針 IV. 960MHz～2.7GHz帯 具体的な取組 ① 1.7GHz帯携帯無線通信システム 国際的な周波数割当を考慮した再編であり、具的な取組を支持します。技術的条件についても、国際的な検討を考慮して、3GPPバンドクラス3/IIIとの整合性をはかるべきと考えます。</p> <p>第2章各周波数区分の再編方針 IV. 960MHz～2.7GHz帯 具体的な取組 ② 広帯域移動無線アクセスシステム(BWA) 2500～2600MHz帯は、WRC-2000でIMT用の帯域に特定されました。本帯域の国際的な状況を考慮して、中長期的には3GPPのバンドクラス7およびバンドクラス38との整合性をはかっていくべきと考えます。なお、欧州CEPTおよび米州CITELは、3GPPのバンドクラス7およびバンドクラス38に沿った帯域割当の決議および勧告を採択しております(CEPT ECC決議ECC/DEC/05(05)、CITEL 勧告PCC.II/REC. 8 (IV-04))。</p> <p>第2章各周波数区分の再編方針 V. 2.7～4.4GHz帯 今後取り組むべき課題 ②世界的にIMTに特定されている3.4～3.6GHz帯については、平成27年頃から第4世代移動通信システム等の移動通信システムの実用化が可能となるよう、国際標準化の動向に配慮しつつ、他システムとの共用検討の結果を踏まえ、技術的基準の検討を進める。 今後取り組むべき課題として支持します。特に国際標準化の動向を考慮して、周波数割当および技術的条件の国際的な整合性をはかるべきと考えます。なおCEPTは、3600～3800MHz帯の周波数割当を欧州内で整合させるための決議を準備中です。数年後には、3600～3800MHz帯でのHSPAおよびLTEの導入が期待されています。</p> <p style="text-align: right;">【日本エリクソン株式会社】</p>	
No.22	<p>1. 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う空き周波数の割当計画によって新たに導入される「自営通信」、「ITS」、「携帯電話等の電気通信」の無線局については、隣接周波数帯に地上デジタルテレビジョン放送や放送事業用無線システムが存在することから、それらの制度整備や技術基準の検討に際しては既存の放送事業用の受信設備や無線システムの運用に支障を与えることのないよう十全な方策がとられることを要望します。</p> <p>2. 放送用周波数帯におけるホワイトスペースの利用については、そこで使用される無線システムが、現在および将来の放送業務に支障を与えないことが担保されるべきであると考えます。既存の放送業務に対して妨害を与えないことは当然として、既存の放送業務において新たな放送局または中継局が設置される場合や、イノベーションにより新たな放送業務が将来実施される場合にも、それらに妨害を与えないための適切な措置が講じられていることが必須と考えますので、そのための措置がとられることを要望します。</p> <p>3. 800MHz帯FPUおよび特定ラジオマイクについては、700/900MHz帯の周波数割当の基本方針を踏まえ、周波数移行に関する技術的検討を進めるなど周波数移行に向けた検討・作業を実施するとしています。FPUおよび特定ラジオマイクは、放送番組の制作において必要不可欠な伝送システムであることから、移行先周波数においても伝送特性や品質、運用性において支障をきたすことが無いことを前提に進める必要があります。</p> <p>4. 3.4GHz帯の音声STL/TTL/TSLおよび監視・制御回線の周波数移行にあたっては、設備更新に合わせた移行計画を基本とし、放送事業者に過度な損失が生じることのない円滑な移行方策がとられることを要望します。移行時期の前倒しについても、無理のない移行対応ができるよう時間的な配慮がなされることを要望します。</p> <p>5. 21.4GHz～22GHz帯を利用した衛星放送システムの導入を図るため、他国との国際調整を進めるとしたことについて、賛成します。また、衛星によるスーパーハイビジョン放送の実現に向けた実証実験などにおいて国が積極的に支援を行うことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペースは、エリアワンセグやセンサーネットワークなど様々なシステムの利用が期待されています。これらのシステムの実用化に当たっては、既存システム等との混信防止を十分考慮して、その技術的条件の検討を進めているところです。</p> <p>周波数再編に向けた検討・作業に関する御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No.23	<p>1. 700MHz帯(710~806MHz)における再編について ワイヤレスブロードバンドの高度化は利便性と経済効果に有益で、我々もその利便を享受しているところであり、周波数有効利用の推進のため研究開発を一層進める必要があることに関し賛同する。 一方、放送業務用無線は視聴者に番組や情報を提供する伝送手段であり、社会全体の利益に繋がるもので大変重要であると考えている。 特に800MHz帯FPUは、波長が長く見通し外伝送が可能という特性を生かし、遮蔽物が多い場所での伝送や移動伝送に使用され、この周波数帯を使用しなければ現状の移動中継は成立しない。また特定ラジオマイクや最近使用が急増している送り返し用イヤーマニターは、放送事業者だけでなく、幅広いユーザーが各所で使用している。中でも舞台やコンサートホール(野外コンサート会場を含む)などの芸術面での使用も多く、微弱な出力であることから十分な保護が必要である。このように当該周波数帯は放送番組の制作や音楽・演劇等の文化活動において必要不可欠となっている。 よって当該無線局の周波数移行に関しては、具体的な周波数も挙がっているが、技術的条件の整理、移行期間の中で一時的ではあっても共用する既存システムとの干渉などについて十分な検討を行ない、移行の可否を含めて慎重に進めるよう希望する。またその移行期間や費用に関しても、既存事業者の不利益が無いよう配慮願いたい。 さらに、当該周波数帯の一部を割り当てられているITS車車間・路車間通信システムについても、その導入による地上テレビ放送受信者への影響がないよう配慮を期待する。</p> <p>2. UHF帯(地上テレビジョン放送用周波数帯)のホワイトスペース利用について 当該周波数帯については、エリアワンセグ放送システムの実現に向け、平成23年度中に環境整備が行われることが記載された。さらに今後取り組むべき課題として、高度化したエリアワンセグシステム及びセンサーネットワークシステム等の実用化が可能となるよう、必要な無線設備の技術的条件や既存無線局との周波数共用条件等を検討することも明記されている。 現在、地上テレビ放送は国民への重要な情報伝達手段という役割を担っているが、二次利用による混信等の受信環境の悪化はそのサービスを受ける国民への不利益をもたらすこととなる。複数の無線システムの実用化にあたっては、地上テレビ放送のサービスについて影響のないよう、技術的条件や周波数共用条件の策定が行われることを希望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。 また、周波数再編に向けた検討・作業に関する御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペースは、エリアワンセグやセンサーネットワークなど様々なシステムの利用が期待されています。これらのシステムの実用化に当たっては、既存システム等との混信防止を十分考慮して、その技術的条件の検討を進めているところです。</p>
No.24	<p>広帯域移動無線アクセスシステム(BWA) BWAは、「BWAの更なる高度化及び周波数の拡大(2625~2655MHz)のための技術基準を平成24年中に策定する。」とありますが、この周波数の拡大帯域(2625~2655MHz)は、周波数有効利用の観点から次の点に留意するべきであると考えます。 ・ 拡大帯域へ新規に導入するシステムが過度な制限を受けないように、既存BWAの高度化の技術基準を策定するべき ・ 隣接するシステム間のガードバンドを極力縮小し、複数の事業者およびシステムに割当可能な技術基準を策定するべき</p> <p style="text-align: right;">【Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。 また、周波数再編に向けた検討に関する御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
No.25	<p>トヨタ自動車株式会社は、総務省が提示した周波数再編アクションプラン(平成23年9月改訂版)(案)について賛成致します。</p> <p>(1) 弊社は交通事故の削減に向けて様々な関係者と連携・協力しながら、安全運転支援システムの実現・普及を図っており、特に、見通しの悪い交差点での出会い頭の衝突事故や、大型車の陰からの対向直進車との右折時の衝突事故等を防ぐために、見通し外へ電波が回り込みやすい特性を持つ700MHz帯のITSへの利用が有効であると考えております。</p> <p>700MHz帯(710~806MHz)における再編の中でのITS車車間・路車間通信システムについて、5ページに「交差点等における交通事故を削減するための安全運転支援システムの実現に向け、車載器同士や車載器と路側機間で自車の位置や速度情報等を送受信する車車間通信・路車間通信の導入に必要な技術基準を平成23年度中に策定する。」「なお、割当周波数としては、700/900MHz帯の周波数割当の基本方針及び既存システムとのガードバンドを考慮し、710~770MHzの周波数帯のうち10MHz幅で早期導入を進める。」と記載されており、弊社の取組みと方向性が同じであると考えております。</p> <p>また、既に情報通信審議会より総務省に対して、700MHz帯安全運転支援通信システムの技術的条件について、一部答申が出されており、車車間通信・路車間通信が共用できる具体的なITS専用周波数の早期の決定を期待しております。</p> <p>(2) 335.4MHz以下の今後取り組むべき課題について、9ページに「①通信と同時に電力を伝送することが可能な近距離無線伝送システム用の周波数として、短波帯以下を候補として、高度利用のための周波数共用技術等に関する技術的検討を進める。」と記載されております。プラグインハイブリッド車、電気自動車の今後の普及促進に向けて、充電作業の煩わしさを感じさせることのない仕組みが必要であり、今後の非接触給電システムの研究開発に大きく寄与するものであると期待しております。</p> <p>(3) 79GHz帯を利用した新たな高分解能のレーダーシステムの導入について、17-18ページに「国際標準化動向や諸外国の周波数の割当て状況、電波天文業務との調整状況を踏まえて、平成23年度中に技術基準の策定等を実施する。」「平成28年までの実用化を目指し、歩行者等を高精度で検出するための高精度分離・検出技術や干渉を低減・回避するための技術等の研究開発を推進する。」と記載されており、より高度な自動車安全技術の開発が可能となり、安心・安全な道路交通社会の実現に向けた取組みが加速されると考えております。</p> <p style="text-align: right;">【トヨタ自動車株式会社】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。 また、頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No.26	<p>総論 本改定案は、定期的な電波利用状況調査・評価の結果による市場動向と新たな周波数有効利用方策の技術動向を踏まえ、透明性と予見性を確保しつつ、柔軟に中長期的な周波数再編を推進するものと理解しています。 本改定案によって、引き続き、モバイルブロードバンド等により電波の需要増大が見込まれる移動通信サービスに対して必要な周波数を確保するための中長期の方針が適時かつ着実に実施される事を希望します。 なお、我が国のモバイルブロードバンド分野のサービスの発展・普及、同分野の国際競争力の向上のためには、技術革新に適切に対応するとともに、我が国の周波数割当が長期的に孤立する事による産業全体における国際競争力の衰退等を避けなければいけないと考えており、技術動向と同様に周波数配置における国際調和を考慮しながら、柔軟かつ有効な周波数の移行・再編が行われる事を方針として、昨年11月にとりまとめられた「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」の内容に合致しており、本改定案の内容に賛成します。 また、ITUによりIMT技術の普及と市場の拡大を目途として周波数配置が協調的に進められている各IMTバンドについては、中長期的視野に立って各国との国際調和を積極的に推進し、日本国民が廉価で良質なサービスを受用できるようにすると共に日本メーカーがグローバルな市場に参加して国内産業の発展を促す事を期待し、当社も貢献したいと考えています。 また、総務省殿におかれましては、今後更なるブロードバンド化が進展し、第3世代移動通信システム(3.5世代高度化システム及び3.9世代システムを含む。以下同じ。)を活用した大容量コンテンツを用いた多様なサービス提供が行なわれるなど、周波数需要が逼迫する事が予想されることから、3.5GHz帯以下の第3世代移動通信システムの導入に最適な周波数帯については、引続き周波数の拡大に向けた政策の推進をお願いすると共に、寡占化が進む携帯電話業界全体で公正な競争が行えるような、競争政策の推進も引続きお願いします。</p> <p>I. 470～960MHz帯 ②700MHz帯携帯無線通信システム(710～806MHz) 第3世代移動通信システムの周波数需要への対処のため、速やかに700MHz帯の周波数を新たに使用できるよう、本改定案の迅速な取り組みが必要と考えます。 なお、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース報告において、700/900MHz帯で最大100MHzの確保を目標とすることとされておりますので、その目標に向かってできる限り多くの周波数を携帯無線通信システムに割り当てが可能となるように技術的検討を進めていくべきと考えます。 第3世代移動通信システムの周波数需要への対処のため、速やかに700MHz帯の周波数を新たに使用できるよう、本改定案の迅速な取り組みが必要と考えます。</p> <p>③800MHz帯FPU(770～806MHz) 賛成します。本改定案に基づく取り組みが速やかに行われることを期待します。</p> <p>④特定ラジオマイク(770～806MHz) 賛成します。本改定案に基づく取り組みが速やかに行われることを期待します。</p> <p>⑤ITS車車間・路車間通信システム 賛成します。なお、ITSは、以前の10MHz幅の割り当てと5MHz幅ずつのガードバンドを配置する方針を踏まえ、他システムとの共用条件の検討を進め、ガードバンドの更なる圧縮が可能となるような仕様の検討をお願いいたします。</p> <p>⑥900MHz帯携帯無線通信システム(900～915MHz及び945～960MHz) 賛成します。本改定案に基づく取り組みが速やかに行われるよう期待します。</p> <p>⑦800MHz帯MCA陸上移動通信システム(850～860MHz及び905～915MHz) 賛成します。</p> <p>⑧パーソナル無線(903～905MHz) 賛成します。</p> <p>⑨950MHz帯電子タグシステム(950～958MHz) 賛成します。</p> <p>⑩950MHz帯音声STL/TTL(958～960MHz) 賛成します。</p> <p>IV. 960MHz～2.7GHz帯 ①1.7GHz帯携帯無線通信システム 第3世代移動通信システムの周波数需要に対処するため、同帯域での周波数拡大を賛成します。 引続き、公共業務で使用されている周波数帯を第3世代移動通信システムの用途で利用できるよう、再編のご検討を要望します。</p> <p>V. 2.7～4.4GHz帯 賛成します。3.4～3.6GHz帯は第4世代移動通信システムの需要増加予測に併せて必要な周波数として世界的に確保されている周波数ですので、今後当該システムの導入に支障を及ぼさないよう、既存システムの周波数移行に向けて本改定案に基づく取り組みが行われる事を期待します。 また、3.6～4.2GHz帯についても、第4世代移動通信システムの需要増加が想定されることから、同システムへの周波数割当の検討とともに、既存システムの周波数移行に向けた取り組みが行われる事を期待します。</p> <p>VI. 4.4～5.85GHz帯 賛成します。第4世代移動通信システムの需要増加が想定されることから、4.4～4.9GHz帯は同システムへ周波数を割当するべく検討いただきたいと思います。</p>	本改定案を支持する御意見として承ります。また、周波数再編等に関する御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
-------	--	---

No.27	<p>1. 700MHz帯(710～806MHz)における再編について 当該周波数帯には800MHz帯FPUおよび特定ラジオマイクが割り当てられ、日々の報道取材や番組制作において欠かせぬ伝送手段として運用している。 この両システムの移行については、「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」全体で整理された、既存システムの移行先システムの研究開発・実証実験・システム検証の結果を十分にふまえ、拙速な結論を出すことが無いよう希望する。移行検討に際しては、業務が支障なく継続できること、利用者の利便性が低下しないこと、について強く配慮することを要望する。</p> <p>2. UHF帯(地上テレビジョン放送用周波数帯)のホワイトスペースについて 上記UHF帯ホワイトスペースの利用については、新たな難視等の解決などデジタル化に支障のないよう慎重に検討すべきである。また、地上テレビジョン放送が一次業務であることをふまえ、放送(視聴者)に影響がないよう強く留意すること。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。 また、周波数再編に向けた検討・作業に関する御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペースは、エリアワンセグやセンサーネットワークなど様々なシステムの利用が期待されています。これらのシステムの実用化に当たっては、既存システム等との混信防止を十分考慮して、その技術的条件の検討を進めているところです。</p>
No.28	<p>1. 1.7GHz帯携帯無線通信システム 本周波数再編アクションプラン(案)では、「周波数需要に対応するため、平成24年中に10MHz幅(1744.9～1749.9MHz/1839.9～1844.9MHz)を確保できるよう調整を進める。」と記述されていますが、確実に実施するべきであると考えます。</p> <p>2. 広帯域移動無線アクセスシステム(BWA) 本周波数再編アクションプラン(案)では、「BWAの更なる高度化及び周波数の拡大(2625～2655MHz)のための技術基準を平成24年中に策定する。」と記述されていますが、技術基準策定は既存帯域の高度化が拡大周波数の割当て帯域に影響を及ぼさないよう配慮した上で、実施するべきであると考えます。 望ましくは、既存帯域の高度化と拡大周波数の技術基準策定を同時に実施するべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。 また、周波数再編等に関する御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
No.29	<p>1. 700/900MHz再編において、国際的な周波数と協調する方針に賛成</p> <p>2. 決定においては、利用予定システムの市場規模と相手国の経済状況を充分考慮すべき</p> <p>3. 700MHz帯はLTE主要市場である米国、欧州、中国の何れとも合わない現行AWG配置案ではなく、世界と協調できる修正をAPTIに依頼すると共に北米にも合わせた配置も採用すべき</p> <p>4. AWG配置は日本市場に頼るところが大きい。APTIには800MHz帯やTV帯との共存を配慮した修正依頼を積極的に働きかけていくべき</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
No.30	<p>1. 周知徹底について MCAの免許人は自治体から一般企業まで業種、業態、利用目的など多岐に亘っており、昨今では公益的な業務にもその利用範囲が拡大しております。 これらの免許人に今回の周波数移行を正しく理解いただくことで移行がスムーズに進行すると思われるので、免許人への周知啓蒙はもとより、免許人に更に理解を深めていただくにはその代理人として日常の無線管理をサポートしている無線機販売店の働きに依存するところが極めて大きいと考えます。 つきましては、周波数移行についての総務省殿主催の周知説明会を、免許人並びに無線機販売店に対し、適宜開催していただくことを希望致します。</p> <p>2. 周波数の移行をスムーズに進行させるために (1)通信エリアについて 当該周波数帯のMCAを利用している免許人が新たな周波数帯に移行する場合、従来通信可能であった場所が エリア外になるなど、利便性が低下したり移行出来る通信エリアが存在しない場合、免許人である利用者からクレームになる可能性があり、移行作業に支障を来すことが想定されます。 これらの免許人に対し、周波数移行についての正しい理解と、適切な通信サービスを提供すること等により、スムーズな移行作業が可能となると考えられますので、移行先のエリア確保については特段のご配慮とご指導をお願い致します。</p> <p>(2)移行作業体制について 既設免許人の移行作業をスムーズに進行することが、跡地を利用する事業者にとっても利益に叶うと考えます。 移行作業体制については既設免許人、無線機販売店など当事者の理解が得られ、かつその手続きが簡便・簡素になるよう、現在の流通体制を可能な限り尊重していただくことを希望致します。</p> <p>(3)短期集中作業への配慮 短期間に大量の移行作業を実施するにあたり、無線機販売店において工事作業員の増強や休日・時間外作業時間増に伴う人件費の上昇が想定されます。 また、作業環境の拡充整備のために各種測定器などを新たに準備する必要が生じる可能性も考えられます。 これら短期集中作業に対応するための人員体制、環境整備に関する費用の増加についても特段のご配慮をお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【エムシーアクセス・サポート株式会社】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。 また、周波数再編に向けた方策に関する御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

<p>No.31</p>	<p>(意見の概要)</p> <p>・「Ⅰ. ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編(470～960MHz帯)」における⑫UHF帯エリアワンセグ放送システムは、将来の周波数変更への柔軟な対応にも配慮しつつ着実な環境整備及び普及促進に期待するとともに、ワンセグ技術を活用して地域全域をカバーできるコミュニティ放送についても使用周波数帯を含め検討を進める必要がある。</p> <p>・「Ⅱ. 335.4MHz以下」における、公共ブロードバンド移動通信システムのホワイトスペースに関する技術的検討は、周波数有効利用の観点からも重要。公共ブロードバンド移動通信システムへの影響を多面的な視野から十分配慮するとともに、今後、実際のアプリケーション運用イメージ等についてより具体的な形で議論・検討することが必要。</p> <p>また、90～108MHz帯における地域ブロック型マルチメディア放送は、グローバルで共通の市場形成を目指すべきである。この国際的なFM放送帯域を将来どうしていくのか、国際的な議論を進めつつ、その動向を見据えながら進めることが重要である。</p> <p>・「Ⅳ. 960MHz～2.7GHz帯」における①1.7GHz帯携帯無線通信システムでは、本案の具体的な取組を進めるとともに、引き続き1.7GHz帯における追加割当について、欧州等との国際的な周波数協調を図りつつ早期に取り組んでいくことが必要。</p> <p>・「Ⅶ. 5.8GHz超」では、</p> <p>②近接エリアネットワーク用の特定小電力無線局では、本案のとおり平成23年度中に57～59GHzの周波数拡大を図るとともに、諸外国企業のデバイス開発競争の加速も踏まえ、その通信技術の研究開発もさらに加速していただくことに期待する。</p> <p>③79GHz帯高分解能レーダシステムの研究開発では、歩行者の高精度検知による事故削減をはじめとする様々な用途での実用化を目指して技術開発を進めるとともに、2013年ITS世界会議での研究開発成果発信等により国際競争力の強化を図ることが必要。</p> <p>⑤6GHz以下の周波数ひっ迫状況低減及び新たな電波利用システムの導入に向けた、小型化、省電力化、低廉化の課題を克服するための高周波集積回路の無線デバイス技術の研究開発では、今後の大容量コンテンツ伝送トラフィック急増や新たなセンサー無線等への対応を踏まえ、マイクロ波・ミリ波協調制御やマルチバンド対応が可能な無線デバイス技術の開発を国としてぜひ喫緊に着手して取り組むべき。</p> <p>(意見の詳細)</p> <p>・「Ⅰ. ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編(470～960MHz帯)」では、⑫UHF帯エリアワンセグ放送システムについて、ホワイトスペースを利用したエリアワンセグ放送システムの実現に向け、平成23年度中に環境整備を行うとされているが、将来の周波数変更等への柔軟な対応にも配慮しつつ、着実な環境整備と有効な活用モデルの普及促進に期待する。また、今回の東日本大震災ではワンセグによる防災情報提供のニーズも確認され、今後も有効活用し得ると考えるが、限定的エリアでのエリアワンセグのみならず、ワンセグ技術を活用して地域全域をカバーできるコミュニティ放送についても、使用周波数帯を含め検討を進める必要があるのではないかと。</p> <p>・「Ⅱ. 335.4MHz以下」では、200MHz帯での今後取り組むべき課題として、公共ブロードバンド移動通信システムのホワイトスペースに関する技術的検討が挙げられている。この周波数帯は利用ニーズも高く極めて貴重な帯域であり、その周波数有効利用に向けてホワイトスペースでの他のシステム導入を検討することは重要である。同時にその際には、公共ブロードバンド移動通信システムへの影響を多面的な視野から十分考慮しつつ、今後様々なアプリケーションの実現が期待されるこの帯域での実際のアプリケーション運用イメージ等についても、改めてより具体的な形で議論・検討することが必要ではないかと。</p>	<p>地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペースを利用するエリア放送型システムについては、現在、その技術的条件の検討を進めているところですが、その検討においては、既存システム等との混信防止が重要であり、エリアの大きさについても、この点を十分考慮して検討されるべきものと考えます。</p> <p>公共ブロードバンド移動通信システムのホワイトスペースに関する技術的検討についての御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>90～108MHz帯について、我が国においては携帯端末向けマルチメディア放送の制度整備に向けた検討を行っているところであります。</p> <p>本改定案を支持する御意見として承ります。また、頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>本年8月3日に電波監理審議会から周波数拡大について適当である旨答申を受けたところであり、現在、制度整備中です。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペースを利用するエリア放送型システムについては、現在、その技術的条件の検討を進めているところですが、その検討においては、既存システム等との混信防止が重要であり、エリアの大きさについても、この点を十分考慮して検討されるべきものと考えます。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
--------------	---	--

	<p>また、90～108MHz帯においては、既に、地域ブロック型マルチメディア放送用として割り当てられているが、ユーザ視点からもグローバルで大きな共通の市場形成を目指すべきである。従って、この国際的なFM放送帯域を将来どうしていくのか、国際的な議論を進めつつその動向を見据えながら、我が国だけ特異な状況にならないよう配慮した推進が重要である。</p> <p>・「IV. 960MHz～2.7GHz帯」では、①1.7GHz帯携帯無線通信システムについて、平成24年中に10MHz幅の確保及び東名阪地域に限定されている周波数帯域の使用可能地域拡大が触れられているが、近年のスマートフォン拡大等によるトラフィックの急増等を踏まえ、引き続き1.7GHz帯における携帯無線通信システムへの追加割当てについて、欧州を中心とした(GSM/UMTS1800)利用状況への国際的な周波数協調を図りつつ早期に取り組んでいくことが必要と考える。</p> <p>・「VII. 5.8GHz超」では、今後取り組むべき課題として、 ②として、近接エリアネットワーク用の特定小電力無線局について平成23年度中に57～59GHzの周波数拡大等を図るとされている。 60GHz帯ミリ波無線伝送技術は平成25.6年頃から急速に実用化・普及加速が進むものと見られており、IEEE等での規格化の進展と並行して諸外国企業によるデバイス開発競争も昨今加速してきている状況であるため、本案のとおり周波数拡大を図ることが望ましい。これにより、実利用環境時の有効チャネル数増加によるユーザの利便性向上とともに、米国・韓国等との相互利用が可能になることによりミリ波機器／デバイスの国際競争力強化につながる事が期待される。従って、ぜひ本案の通り周波数拡大を図るとともに、その通信技術の研究開発についてもさらに加速していただくことに期待する。</p> <p>③として、79GHz帯高分解能レーダシステムの研究開発推進が挙げられている。 79GHz帯高分解能レーダシステムについては欧州においても精力的に技術開発が進められており、我が国でも歩行者の高精度検知による事故削減をはじめとする様々な用途での実用化を目指して技術開発を進めることで社会生活の改善・向上を図るとともに、2013年に我が国で開催予定のITS世界会議でも研究開発成果を大きく発信する等により国際競争力の強化を図ることが必要である。</p> <p>⑤として6GHz以下の周波数逼迫状況低減及び新たな電波利用システムの導入に向け、小型化、省電力化、低廉化の課題を克服するための高周波集積回路の無線デバイス技術の研究開発推進が掲げられている。 今後のスマートフォンやクラウドサービスの急拡大を視野に入れると、例えば5GHz帯無線LANでの大容量コンテンツ伝送トラフィックをミリ波(60GHz)帯に移行することによる周波数逼迫状況低減は必須となってくる。また、例えば今後様々な周波数帯や方式での利用拡大が予想されるセンサー無線等の新たな電波利用システムを導入するに際して、その開発及び既存システムの移行等を短期間かつ円滑に進めることも重要になる。従って、マイクロ波・ミリ波の協調制御や、多様な周波数帯にハードウェアを追加せずに柔軟に対応できる、小型・省電力・低廉な高周波集積回路の無線デバイス技術の研究開発は周波数有効利用の観点からも不可欠なものであり、国としてぜひ喫緊に着手して取り組むべきものとする。</p> <p style="text-align: right;">【パナソニック株式会社】</p>	<p>我が国においては携帯端末向けマルチメディア放送の制度整備に向けた検討を行っているところですが。</p> <p>本改定案を支持する御意見として承ります。また、頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>本改定案を支持する御意見として承ります。なお、本年8月3日に電波監理審議会から周波数拡大について適当である旨答申を受けたところであり、現在、制度整備中です。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
No.32	<p>当社は、800MHz帯MCA陸上移動通信(MCA及びJSMR)の販売・保守を行っております。この度の周波数再編アクションプランについて、電波の有効利用のためには必要不可欠なことと考えています。速やかに移行を進めるにあたり、以下の通り意見を述べさせていただきますのでよろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>移行先のインフラ整備 スムーズに移行作業を完了させるため、既存のシステム利用者(アナログMCA・JSMR)の移行先となるインフラ(デジタルMCA)の早期かつ十分な設備及びエリアを確保することが最も重要となる。 特に既存システムの利用者が「移行先がない」「移行先の利便性が現状より悪化する」ことのないよう国から財団法人 移動無線センター並びに財団法人 日本移動通信システム協会に対し、強く指導すべきである。現状の移行先では大きな混乱を招く恐れがある。 地上デジタル放送移行時のように法制化し既存システムの利用者の利便性が悪化しないような手立てを義務化するべきである。</p> <p>移行作業実施 移行作業実施にあたり利用者に不安や混乱を生じさせないため、移行の具体的な方法を取り決める必要がある。 既存システムの利用者の負担が「ゼロ」となることは当然のこと、作業に当たる代理店においても既設システムの利用者の使用環境によって異なる作業内容の項目ごとの適正な基準価格の算定が必要である。 作業には、移行期間に必要な人員の増員やそれに係る経費の確保も必要となる。</p> <p>ご承知の通り、800MHz帯MCA陸上移動通信は、業務用無線として全国の民間企業や地方公共団体等において長期にわたり幅広く利用されています。 また数々の災害時の通信手段としても、先日の未曾有の東日本大震災においても、災害に強い通信手段として高く評価されています。(添付:新聞記事 参照) もはや800MHz帯MCA陸上移動通信は、必要不可欠な通信手段となっております。 周波数再編を機に、800MHz帯MCA陸上移動通信の利用環境を益々向上するための施策を何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【奥田電気工業株式会社】</p>	<p>本改定案を支持する御意見として承ります。また、周波数再編に向けた方策に関する御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>